

寄付金及び賛助会費にかかる税の優遇措置について

当法人は秋田県知事認定の公益財団法人であり、所得税法及び法人税法上の「特定公益増進法人」です。当法人に対する寄付金（賛助会費を含む。以下同じ）については、個人、法人それぞれに、次のとおり税制上の優遇措置の対象となります。

1 国税について

(1) 法人の場合

損金算入で優遇されます。

①特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

②特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 3.75/1000 + \text{所得の金額} \times 6.25/100) \times 1/2$

※①、②のいずれか少ない金額が損金に算入されます。一般損金算入限度額と別枠です。

(2) 個人の場合

特定寄付金控除で優遇されます。

①寄付金控除（所得控除）

（寄付金額（注1）－2,000円）を所得金額から控除

②寄付金特別控除（税額控除）（注3）

（寄付金額（注1）－2,000円）×40%（注2）を所得税額から控除

（注1）所得金額の40%が限度

（注2）所得税額の25%が限度

（注3）税額控除の対象となるには、寄付先の公益法人が、次のいずれかの要件を満たし、県知事から証明を受けている必要があります。（当協会は、平成28年8月1日付けで秋田県知事から「税額控除に係る証明書」の交付を受けています。）

要件1・・・年に3,000円以上寄付した寄付者が各年平均で100人以上いること（公益目的事業費が1億円未満の年度については別途寄付者数の判定基準有り）

要件2・・・経常収入金額に占める寄付金収入の比率が20%以上であること。

※①、②のいずれかを選択できます。

なお、②の税額控除については、当協会へ平成28年1月1日以降に支出された個人からの寄付金が対象となります。

2 地方税について

県民税及び市町村民税においては個人の寄付金について寄付金税額控除による優遇措置がありますが、優遇措置を受けるためには所得税の確定申告か住民税の申告をする必要があります。所得税と住民税の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。

また、当協会への寄付金がそれぞれの地方自治体において条例で指定されている必要があります。県民税については当協会は条例指定団体となっていますが、各市町村の取扱いについてはお住まいの市町村の税務担当窓口にご確認ください。よろしくお願いいたします。

軽減される税額

(イとロのいずれか少ない金額－2千円) ×市町村民税6%、県民税4%

イ 寄付金の支払額

ロ 総所得金額等の30%

3 税制上の優遇措置をお受けになる場合は、当法人からお送りする受領書及び税額控除を選択する場合には「税額控除に係る証明書」の写しが必要となりますので大切に保管してください。